特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	介護保険料の賦課徴収に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出水市は、介護保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

出水市長 椎木 伸一

公表日

令和6年3月29日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険料の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、の管理を 行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤徴収及びそれに伴う給付制限 ⑥賦課のために行う事務 ⑦納入通知書の出力
③システムの名称	 介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 受給者台帳システム 要介護認定支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	Å
(1) 被保険者台帳情報ファイル (2) 賦課情報ファイル	,

- (2) 風味情報ファイル (3) 受給者情報ファイル (4) 給付情報ファイル (5) 収納情報ファイル

- (6) 滞納管理情報ファイル (7) 宛名情報ファイル

個人番号の利用

の、国人国のときら	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の68の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条 4. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第3条第9項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	< 情報照会の根拠>
	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 税務課
②所屋長の役職名	税務 理長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

出水市市民部税務課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4031 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

出水市市民部税務課 〒899-0292 出水市緑町1番3号 TEL0996-63-4031 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年1月1日 時点				
2. 取扱者	X						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		16年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
:	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類						
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3	なび重点項目評価書 なび全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項	賃目評価書において、リ	スク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外剖]]監査		
9. 従業者に対する教育・日	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな	-		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I3. 個人番号の利用		3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 ・第4条 4. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例施行規則 ・第3条第9項	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	の制限)及び別表第二:第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項((1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、117の項)	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令:なし	事前	
平成28年9月20日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	税務課長 山口 敬次	税務課長 武和 真市	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	Ⅱ1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	Ⅱ2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	Ⅱ1. 対象人数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	Ⅱ2. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	Ⅱ1. 対象人数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	Ⅱ2. 取扱者数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	市民福祉部 税務課	市民部 税務課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	出水市市民福祉部税務課	出水市市民部税務課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	出水市市民福祉部税務課	出水市市民部税務課	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	Ⅱ1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	Ⅱ2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅱ1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和3年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	Ⅱ1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	Ⅱ1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	Ⅱ1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	Ⅱ2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため